平成23年(厚)第18号

平成23年8月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法 (以下「厚年法」という。)による遺族厚 生年金の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過事案の概要

- 1 請求人(昭和○年○月○日生)は、昭和○年○月○日、A(昭和○年○月○日 生。以下「亡A」という。)と婚姻の届出をした同人の妻である。亡Aは、平成○年○月○日に死亡した。
- 2 亡Aは、昭和○年○月○日に厚生年金 保険の被保険者資格(以下「厚年資格」 という。)を取得し、平成○年○月○日 の死亡により、同月○日に厚年資格を喪 失した。
- 3 請求人は、平成○年○月○日 (受付)、 社会保険庁長官に対し、厚年法による被 保険者期間中に死亡した亡Aの妻である として、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 4 厚生労働大臣(厚生年金保険の保険給付を受ける権利は、平成22年1月1日から厚生労働大臣が裁定。)は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「(理由)遺族厚生年金を受けることができる遺族の範囲に該当しないため(厚生年金保険法第59条不該当)」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 5 請求人は、原処分を不服として、〇〇 厚生局社会保険審査官に対する審査請求 を経て、当審査会に対し、再審査請求を した。その不服の理由は、本件裁決書添 付別紙のとおりである。

第3 問題点

1 厚生年金保険の被保険者が死亡したと き、その者の遺族に遺族厚生年金が支給

されるが、その遺族がその者の配偶者で ある場合には、その者の死亡の当時その 者によって生計を維持した者であること を要し、かつ、年額850万円以上の収 入を将来にわたって有すると認められる 者以外でなければならないとされている (厚年法第58条第1項第1号、第59 条第1項、第4項、同法施行令第3条の 10第並びに「生計維持関係等の認定 基準及び認定の取扱いについて」(昭和 61年4月30日庁保発第29号社会保 除广年金保険部国民年金課長・業務第一 課長・業務第二課長連名通知。以下「本 件連名通知」という。) 及び「国民年金 法等における遺族基礎年金等の生計維持 の認定に係る厚生大臣が定める金額に ついて」(平成6年11月9日庁保発第 36号社会保険庁運営部長通知))。

2 本件の場合、亡Aがその死亡の当時厚生年金保険の被保険者であったこと並びに請求人が亡Aの妻であり、その死亡の当時亡Aと生計を一にしていた者であることは請求人と保険者との間において争いがない。したがって、本件の争点は、請求人が亡A死亡の当時年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められるもの以外の者であって、亡Aによりその生計を維持した者でないと認められるか否かである。

第4 当審査会の判断

1 遺族厚生年金の受給権者に関する生計 維持関係の認定に当たっては、本件連名 通知により取り扱われるところ、本件連 名通知は、遺族厚生年金の受給権者に係 る生計維持関係の認定について、生計同 一要件及び収入要件を満たす場合に受給 権者又は死亡した被保険者若しくは被保 険者であった者と生計維持関係があるも のと認定する(ただし、これにより生計 維持関係の認定を行うことが実態と著し く懸け離れたものとなり、かつ、社会 通念上妥当性を欠くこととなる場合に は、この限りではない。)とした上、収 入要件については、「次のいずれかに該 当する者は、厚生大臣の定める金額(年

額850万円)以上の収入を将来にわ たって有すると認められる者以外の者に 該当する者とする。」と定め、次の①か ら④までの要件を列挙している。 すなわ ち、① 前年の収入(前年の収入が確 定しない場合にあっては、前々年の収 入)が年額850万円未満であること、 ② 前年の所得(前年の所得が確定しな い場合にあっては、前々年の所得)が 年額655.5万円未満であること、③ 一時的な所得があるときは、これを 除いた後、上記①又は②に該当するこ と、4 上記①、2 又は3 に該当しない が、定年退職等の事情により近い将来収 入が年額850万円未満又は所得が年額 655.5万円未満となることが認めら れることを必要としている。そして、遺 族厚生年金の受給要件の有無は、保険事 故発生時点で判断されるべきものである ことは当然である。本件連名通知は、上 記①及び②の要件に該当する者に提出を 求める書類として、「前年若しくは前々 年の源泉徴収票若しくは課税証明書並び に当該事情を証する書類等」を掲げてお り、収入要件についても、客観的証明資 料により判断すべきものとしていると解 されるから、近い将来において定められ た金額未満になることが、定年退職の場 合における就業規則等のような客観的な 証明資料により確認されることが必要と いうべきである。また、本件連名通知に いう「近い将来」について、保険者は、 保険事故発生当時以降概ね5年以内とす る取扱いをしているところである。

- 2 そこで、まず、亡A死亡の前年である 平成○○年の請求人の収入又は所得につ いて検討するに、一件記録によると、次 の各事実が認められる。
 - (1) a社(以下「本件会社」という。)は、昭和○年○月○日に設立された、金属 洋食器厨房用品並びに家庭雑貨の販売 に関する業務、上記製品の加工に関す る業務等の事業を目的とする会社であ り、亡Aは、死亡するまでその代表取 締役を務めていた。本件会社は、平成

- ○年○月○日の臨時株主総会の決議により同月○日に解散し、請求人が清算人に就任し、同年○月○日付でその旨の登記を経由している。
- (2) 請求人は、昭和〇年〇月〇日に、 本件会社において健康保険及び厚生年 金保険の被保険者資格を取得し、以後 継続して本件会社において被保険者資 格を有しており、平成○年○月から同 ○年○月までの厚生年金保険の標準報 酬月額は○○○千円、同○年○月から 同〇年〇月までは〇〇〇千円と定めら れ、同年○月以降は○○○千円と定め られている。ところで、上記平成○年 ○月から同○年○月までの標準報酬月 額○○○千円は、当時における厚生年 金保険の標準報酬月額の最高額であ り、平成○年分から同○年分までの所 得証明で請求人の給与収入が○○○万 円(給与所得〇〇〇万〇〇〇〇円)と されていることと符合するものであ

以上の認定事実によると、亡A死亡の前年である平成○年における請求人の収入が850万円以上であったと認められるから、これが850万円未満であったとはいえず、また、上記認定の事実によると、請求人の所得も655.5万円未満であったとはいえない。したがって、請求人に上記1の①、②及び③の要件があったということはできない。

3 次に、亡A死亡の時点において、客観的な証明資料により、請求人が、近い将来(亡A死亡時点から概ね5年以内)に収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となることが認められるかどうかについて検討する。すなわち、一件記録によれば、本件会社が解散登記をし、請求人の給与収入は、平成○○年分以降850万円未満に下がっていることが認められるが、これらが亡A死亡時点において、予見できたか否かということである。請求人は、「会社は、亡Aが死亡する以前から業績が極度に低

迷し、営業損失が続いていて、いつ廃業 してもおかしくない状況にあった。」旨、 主張するところ、確かに、「平成○年○ 月〇日~〇年〇月〇日 | 期以降の損益計 算書からは、毎年、「売上総利益」が減 少し、「営業損失」を計上していること を見て取ることができるが、「厚年資格 記録(共通)」によると、請求人の標準 報酬月額は、平成○年○月から同○年○ 月までは○○○千円であったところ、同 ○年○月から同○年○月までは○○○千 円となり、同〇年〇月から同〇年〇月ま では最高額の○○○千円となっており、 これは、請求人の報酬が平成○年○月か ら大幅に引き上げられたことを意味して いる。また、「厚年資格記録(共通)」 によると、亡Aの厚生年金保険の標準報 酬月額は、資格取得以来、常に最高額で あり、平成○年○月から同○年○月まで は○○○千円、同○年○月以降死亡する までは○千円となっており、平成○年○ 月以降死亡するまで、本件会社におい て、亡A及び請求人は、ともに厚生年金 保険の最高額の標準報酬月額に相当する 報酬を得ていたことを見て取ることがで きる。また、請求人は、亡Aは、業績 の低下を心配し、「自分が死んだら、会 社は廃業するように」と強く言っていた 旨、主張するところであるが、亡Aが死 亡する前に会社を解散したという事実は なく、これをもって、亡Aの死亡時にお いて、請求人の収入が将来850万円未 満に下がることが予見できたということ はできない。

4 以上の認定及び判断の結果によると、 請求人の本件再審査請求は、理由がない からこれを棄却することとして、主文の とおり裁決する。